

別記第五十八号様式（第四十一条関係）

日本国政府法務省

番 号

年 月 日

判定通知書

殿

1 氏 名

男女

2 生年月日

年 月 日

3 国籍・地域

4 居住地

あなたに対する出入国管理及び難民認定法第24条に規定する退去強制事由該当容疑事件に関し、口頭審理を行った結果下記のとおり判定したので、通知します。

判 定 要 旨

- (1) 上記の判定に不服があるときは、この通知を受けた日から3日以内に、法務大臣に対し異議を申し出ることができます。
- (2) 本邦への在留を希望する場合には、法務大臣に対し在留特別許可の申請をすることができます。
- (3) 上記の判定に服した日から3日以内に、在留特別許可の申請をしなかった場合は、退去強制令書が発付されます。
- (4) 退去強制令書が発付された後は、在留特別許可の申請をすることができません。

出入国在留管理庁

出入国在留管理局

特別審理官

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。